

令和7年度「学校園の管理運営に関する指針」新旧対照

表【基本方策1】確かな学力と自立を育む教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
10	<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、カリキュラム・マネジメントの充実を図ります。</p> <p>1. 学校園運営組織の確立 【指示事項】 (1) 校園長は、学校園の基本的な教育方針を明確に定め、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、</p> <p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進すると同時に、教科や日常生活の中の問いや、地域・社会の本物の課題に向き合い自ら考え対処する課題解決型学習(PBL: Project Based Learning)など、子ども主体の学習活動を推進していきます。</p> <p>(1) 校園長は、学校園の明確な基本的教育方針のもと、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、</p>
11	<p>・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の効率化を進めるよう留意すること。</p>	<p>・学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高めるとともに学校事務の適正化・効率化を進めるよう留意すること。 ・次世代育成の観点から、枚方市特定事業主行動計画の趣旨を踏まえ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援、働き方の見直し等を図るよう留意すること。</p>
12	<p>1-1 地域・校種間連携の推進 【指示事項】 (1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。</p>	<p>(1) 学校評価について、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、幼稚園・中学校においては協議会形式で学校評議員及び保護者から、小学校においては学校運営協議会から提言や評価を受けること。</p>

<p>13</p>	<p>1. 主体的・対話的で深い学びの実現</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会が定めるめざすゴール(めざす学びの姿)である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うこと。 <p>1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会が定めるめざすゴール(めざす学びの姿)である【子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～教師主体の授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換～】に向け、授業改善を行うよう留意すること。 <p>1-1. 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単元指導計画等をもとに「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成することに留意すること。 <p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「そろえる教育」から一人一人の「良さを伸ばす教育」への転換を図り、学びのスタイル(誰と学ぶ、何を学ぶ、どのように学ぶ)を子ども一人一人が自己決定できるよう留意すること。
<p>13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報活用能力の育成に当たっては、「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、児童・生徒が1人1台端末やICTを活用して児童・生徒同士がやり取りする場面を設けるよう留意すること。また、ICT 機器の使用による健康との関わりについて留意すること。
<p>14</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、ICT を用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒がデジタル社会における善き社会の担い手となるよう、情報リテラシーや情報モラル等について指導するとともに、ICT を用いて地域・社会に参加するための資質・能力を育成するなど、デジタル・シティズンシップ教育を推進するよう留意すること。

<p>・生成 AI の活用を検討する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえること。</p> <p>【取組例】</p> <p>14 ○1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「1人1台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」「大阪府情報活用能力ステップシート」を参考にする。</p> <p>1-2 学習の基盤となる資質・能力の向上</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。</p>	<p>・教職員及び児童・生徒が生成 AI を活用する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関する暫定的なガイドライン」を踏まえるよう留意すること。</p> <p>1-2に移動</p> <p>1人1台端末やICTの効果的な活用を図るため、「GiGA スク!ひらかた」に掲載している「5C 育成をめざした授業改善の実践事例集 HI-PER (Hirakata ICT Practical Example Record)」や大阪府教育委員会制作の「大阪の児童生徒が1人1台端末を活用した実践事例紹介 WEB サイト」を参考にする。</p> <p>・児童・生徒が学び方を身につけることができるよう、目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開するよう留意すること。</p> <p>【新規追加】</p> <p>・情報活用能力の育成に当たっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」や『枚方版 ICT 教育モデル』を活用しながら、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めるよう留意すること。</p> <p>・1人1台端末とクラウドを効果的に活用しながら学びを深める際に必要となる ICT の基本的な操作を身につけられるよう、計画的な育成を図るよう留意すること。</p> <p>・教職員及び児童・生徒が生成 AI を活用する場合には、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を踏まえるよう留意すること。</p> <p>1-1 より移動</p>
--	--

<p>15</p>	<p>1-2-1. 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導 【取組例】 ○児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する枚方英語村など、オンラインを活用した外国との交流活動を積極的に利用する。</p> <p>1-2-1-1. 外国語(英語)教育における効果的な学習ツールの活用 【指示事項】 (2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、English 4skillsのレベルチェックテスト「聞く」「読む」「話す」「書く」について第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。</p>	<p>○児童・生徒が学んだことを生かし、英語を学習することの意義を実感できる機会を創出するために、ネイティブスピーカーとのコミュニケーションを行う場を設定する。例えば、市が主催する『MuChat Hirakata ~言語を越えて~(旧:枚方英語村)』やオンラインを活用した外国との交流活動等を積極的に利用する。</p> <p>(2) 生徒の4技能の到達度を定期的に測り、指導に生かすために、4技能のレベルを客観的に測定するアプリによるレベルチェックテストについて第2・3学年全生徒を対象に、年間2回は実施すること。</p>
<p>17</p>	<p>1-3.カリキュラム・マネジメントの充実 【指示事項の補足説明】</p> <p>1-3-2. 社会とつながる学習活動の推進 【指示事項】 (2) 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習(PBL:Project Based Learning)を充実させ、問題発見・解決能力等を育成すること。</p>	<p>【新規追加】 ・管理職はもちろん、一人一人がカリキュラム・マネジメントの充実に努める意識をもち、組織的に取り組むことができるよう留意すること。</p> <p>(2) 答えが一つではない実践的な課題に対して、主体的に解決策を提案し実現する課題解決型学習(PBL:Project Based Learning)により探究的な学びを充実させ、「実生活・実社会で生きて働く力」や「未来を切り拓く力」等を育成すること。</p>
<p>18</p>		

	<p>【指示事項の補足説明】</p> <p>【取組例】</p> <p>○枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト」を活用する。</p>	<p>【新規追加】</p> <p>・課題解決型学習（PBL）の実施については、枚方版PBL「ヒラカタノタカラプロジェクト」を参考にするなど学習活動を工夫するよう留意すること。</p> <p>【取組例】</p> <p>○枚方市における、出前授業など学校を応援している企業や市役所各課の学校支援の情報を一元的に公開している「学校応援団ポータルサイト Hirakata EduAction」を活用する。</p>
19	<p>1-5. 確かな学力を育成するための学校体制</p> <p>【指示事項】</p> <p>(1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。</p>	<p>(1) 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づくことや育成したい資質・能力を焦点化するなどしながら、校内研究(研究内容)を設定し、学校の組織的な取組を一層進めること。</p>
20	<p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ「学力向上プラン」等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取組むことに留意すること。</p>	<p>【新規追加】</p> <p>・授業研究の進捗や成果を発信するため、年間に1度以上、外部講師を招聘した公開授業を実施するよう留意すること。</p> <p>・「全国学力・学習状況調査」について、調査実施後速やかに児童・生徒に対して、正解の内容を提供し、課題のあった問題を授業で取り上げるなど、児童・生徒自身が振り返ることができるように留意すること。また、本調査結果の提供後、分析・検証の結果を踏まえ各校で作成する学力(資質・能力)向上に関する計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取組むことに留意すること。</p>

<p>21</p>	<p>3. キャリア教育・進路指導について</p> <p>1. キャリア教育の在り方</p> <p>【指示事項】</p> <p>(1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう指導・支援すること。</p> <p>【支援事項】</p> <p>・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職場体験の取組の実施や、府主催「わくわく・ときどき SDGsジュニアプロジェクト」を有効に活用する。</p>	<p>(1) 9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けられるよう各学校でキャリア教育全体計画を立案し、指導・支援すること。</p> <p>・学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できるよう、職業についての探究的な学びや、実社会とのつながりを感じられる体験的な活動の実施を推進すること。</p>
<p>22</p>	<p>2. 進路指導校内体制の確立・進路指導の在り方</p> <p>【指示事項】</p> <p>(2) 進路指導にあたっては、主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。</p> <p>(3) 調査書等進路指導に関する書類の作成に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進めるよう留意すること。</p>	<p>(2) 進路指導にあたっては、児童・生徒が主体的に進路選択・決定ができるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。</p> <p>(3) 調査書等進路指導に関する書類の作成や、オンライン出願システムの利用に当たっては、組織的な体制の下、適切に行うこと。</p> <p>・生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図るよう留意すること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点から、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者を出さない進路指導をめざすよう留意すること。</p>

<p>22</p>	<p>2-1.支援の必要な児童・生徒への進路指導</p> <p>【指示事項】</p> <p>(2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。</p>	<p>【新規追加】</p> <p>「オンライン出願システム」による出願手続き等について、出願に係る説明動画及び説明資料等の確認を徹底し、実施すること。その際、役割分担等を明確にした学校体制を確立するとともに、電子データ等進路指導に係る情報について、適切に管理するよう留意すること。</p> <p>【指示事項】</p> <p>(2) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることについて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。</p> <p>【新規追加】</p> <p>・経済的な支援を必要とする生徒・保護者に対して、奨学金制度の活用等についての、相談窓口である特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会 の周知について留意すること。</p> <p>・障害のある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、通常の学級の担任、進路指導主事、支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応するよう留意すること。</p>
-----------	---	--

【基本方策2】豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
24	<p>また、健全な身体の育成に必要な生活習慣の確立をめざし、健康教育の充実を図ります。</p>	<p>また、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成と健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。</p>
26	<p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進するよう留意すること。

【基本方策3】教職員の資質と指導力の向上

ページ	令和6年度版	令和7年度版
36	<p>服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、教職員の働き方を見直し、教職員が心身ともに健康でやりがいを持って勤務することで教育の質の維持・向上を図ります。</p> <p>また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修を通して、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員の育成をめざします。</p>	<p>服務規律の確立を図り、保護者、市民の教育に対する信頼を高めると同時に、健康でやりがいを持って生き生きと勤務できるよう、業務量を適切に管理するとともに心理的安全性のある職場づくりを強化する等、学校の働き方改革を推進します。</p> <p>また、学習指導要領の趣旨をふまえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や「カリキュラム・マネジメント」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、ポータルサイトの活用促進などを通して、指導力の向上を図ります。</p>
37	<p>8. 教職員の服務について</p> <p>1. 服務規律の徹底（職務上の義務）</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。</p> <p>2. 服務規律の徹底（身分上の義務等）</p> <p>【指示事項】</p> <p>(1) 信用失墜行為の禁止</p> <p>幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。</p>	<p>ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であること、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して懲戒処分対象に付されることがあること等をすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めるよう、留意すること。また、防止に向けて、ハラスメント指針等の定期的な周知、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図るよう留意すること。</p> <p>幼児・児童・生徒に対する体罰、セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為は、重大な人権侵害・性暴力であり、断じて許すことはできないとの認識の下、防止・根絶に向けて組織的に取り組むこと。</p>
39	<p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>【新規追加】</p> <p>・自転車についても、飲酒運転等、道路交通法で違反とされる行為について、所属職員が法令を遵守するよう留意すること。</p>

<p>39</p>	<p>・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう指導すること。</p> <p>【取組例】</p> <p>○痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。</p> <p>○幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）の不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。</p>	<p>・教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なやり取りを行うことのないよう留意すること。</p> <p>○痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等の不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。</p> <p>○幼児・児童・生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、被害者が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となること、たとえわいせつ行為に至らなくても、性的な言動等（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、不必要な身体的接触、つきまとい等）や SNS 等による私的なやり取りを行った場合は、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知する等、未然防止を図る。</p>
<p>41</p>	<p>2. 労働安全衛生体制の充実</p> <p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>【新規追加】</p> <p>・教職員に時間外または休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員等にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うこと。</p>
<p>42</p>	<p>【取組例】</p>	<p>【新規追加】</p> <p>○校内の労働安全衛生活動の充実、意識改革を進めるために、ストレスチェックの集団分析結果の活用方法やメンタルヘルスケア等については臨床心理士、職場環境改善や衛生委員会については産業医、心身の健康保持全般については保健師に訪問支援を依頼する等、専門家の助言を基に取組推進を図る。</p>

ページ	令和6年度版	令和7年度版
43	<p>10 教職員研修について</p> <p>1. 教職員の育成</p> <p>【指示事項】</p> <p>(1) 教職員経験1年目～3年目(教諭・講師等)の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員(初任期教職員)の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。</p> <p>(2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。 ・校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図るよう留意すること。 ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。 	<p>(1) 初任期教職員(1～3年目の教諭・講師等)の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任期教職員の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。校内組織としてメンターチームを組織し、定期的な会議を通じて、初任期教職員の育成を図るとともに、年間指導計画に基づく進捗状況を把握すること。</p> <p>(2) 初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、初任期教職員指導コーディネーターを中心に、組織的・計画的に実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任期教職員の育成にあたっては、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めるよう留意すること。 <p>(指示事項と重複するため削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の育成にあたっては、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めるよう留意すること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJT等を活用するよう留意すること。 <p>↑</p> <p>↓(順番を入替)</p>

<p>44</p>	<p>・教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう留意すること。</p> <p>・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、中堅教諭等資質向上研修で実施する「校内モデル授業」等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。</p> <p>【支援事項】</p>	<p>・初任期教職員について、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用するよう留意すること。</p> <p>・教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」となれるような専門的な知識と指導技術を身に付けることができるよう留意すること。また、相互参観等を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図るよう留意すること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・市教育委員会が示す「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて幼稚園教員に求められる資質・能力」「枚方市教職員等育成指標 キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成に留意すること。</p>
<p>45</p>	<p>・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、学校園支援プログラムとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。</p> <p>・希望した学校に、その学校が研究したいテーマに合わせ指導主事を派遣し、学校の研究を支援する、研究指定校制度（サポートプログラム）を設ける。</p>	<p>・授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会等を行う際は、スポットサポートとして、指導主事、教育推進プランナー等を講師として派遣する。</p> <p>(削除)</p>

<p>46</p>	<p>・教育研修課が指定するテーマについて、一緒に研究したい教職員を募集し研究する「授業をカエル LABO」を設ける。研究した内容は「Google Chat」での発信等をとおして、公開予定。</p> <p>4. 研修の受講</p> <p>【取組例】</p> <p>○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、OKUTEP の積極的かつ有効的な活用が考えられる。</p>	<p>(削除)</p> <p>○市教育委員会及び府教育庁が実施する研修だけでなく、全国教員研修プラットフォーム「Plant」や教員生涯学習プラットフォーム「OZONE-EDU」の積極的かつ有効的な活用が考えられる。</p>
-----------	--	---

【基本方策4】「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
49	<p>1-1.校内体制の充実</p> <p>【取組例】</p>	<p>1-1.校内体制の充実</p> <p>【取組例】</p> <p>【新規追加】</p> <p>○どの学級にも多様な支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提とした、校内支援委員会の役割を十分に果たせる校内体制を整える。</p>
50	<p>1-3 障害のある児童・生徒の教育課程の充実</p>	<p>【新規追加】</p> <p>【取組例】</p> <p>○特別の教育課程を編成する際には、児童・生徒の実態を的確に把握し、本人の実態に即すように、客観的根拠となる教育支援ソフト等を積極的に活用し、アセスメントを行うことが考えられる。</p> <p>○知的障害である児童・生徒に教育を行う際、障害の状況等を考慮し、各教科の目標や内容を下学年の目標や内容に替える、各教科を特別支援学校(知的障害)の各教科に替える等、当該児童・生徒の実態に応じた教育課程を編成し、きめ細やかな指導を工夫する必要があるが重要となる。</p> <p>○特に必要がある時は、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができる。</p> <p>○児童・生徒の資質・能力も育成に向けて、一人一人の特性や学習進度、学習達成度等に応じて、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供や設定を行う。</p>

【基本方策5】幼児教育の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
53	<p>また、私立幼稚園・保育所(園)、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ります。</p>	<p>また、幼児期(幼稚園・保育所(園)、認定こども園等)、児童期(小学校)の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取り組みを推進します。</p>
54	<p>1. 就学前教育の推進</p> <p>【指示事項】</p> <p>(3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、架け橋期のカリキュラム表作成に向け、小学校教育との円滑な接続を図ること。</p>	<p>1. 就学前教育の推進</p> <p>【指示事項】</p> <p>(3) 幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小連携担当者を中心に教員が連携し、合同研修会や授業参観等を実施するなどし、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や小学校の教育課程等を共有するなど相互理解を深め、校区で作成した架け橋期のカリキュラム表を活用しながら、小学校教育との円滑な接続を図ること。</p>

【基本方策6】社会に開かれた学校づくりの推進

ページ	令和6年度版	令和7年度版
55	<p>また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。</p>	<p>また、幼児・児童・生徒が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みの構築やコミュニティ・スクール等、学校園運営に地域住民や保護者が参画する体制のさらなる充実を図ります。</p>
57	<p>【取組例】</p> <p>○学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ミルメールの効果的な利用や ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。</p>	<p>【取組例】</p> <p>○学校園と保護者との連絡体制の充実につなげるために、ICT 等を活用した双方向の連絡手段を活用する。</p>

【基本方策7】学びのセーフティネットの構築

ページ	令和6年度版	令和7年度版
58	<p>幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる体制の構築に努めます。</p>	<p>幼児・児童・生徒が安全で安心して学べる環境づくりに努めます。</p>
60	<p>1-2.安全教育の推進 【取組例】 ○小学校においては、「PUSH~いのちの授業」を実施する。</p>	<p>○小学校においては、「救急入門コースジュニア」を実施する。 中学校においては、「救急入門コース」「普通救命講習」を実施する。</p>
61	<p>1-3 登下校の安全確保及び交通安全の推進 【指示事項】 (1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の、一層の安全確保に努めること。</p>	<p>(1) 保護者、地域、関係機関と連携しながら、登下校時の安全確保等、一層の交通安全の推進に努めること。</p>
62	<p>15. 生徒指導について 1. 校内生徒指導体制の確立 【指示事項の補足説明】 1-1. 組織的な取組の推進 【指示事項の補足説明】 ・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、</p>	<p>・いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、適切に記録し、組織的な対応を行うとともに、市教育委員会に報告するよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。 ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。 ※1-1. 組織的な取組の推進から移動</p>

	<p>市教育委員会に報告するよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家と積極的に連携し、子どものアセスメントを深めるよう留意すること。 ・事案等への対応においては、事実関係を正確に把握した上で、ケース会議を実施するなど方針を決定し組織的な対応を行うよう留意すること。 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めるよう留意すること。 <p>※1. 校内生徒指導体制の確立へ移動</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。 	
63	<p>1-2. 教育相談体制の充実</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS や電話等で相談できる相談窓口を周知し、児童・生徒の援助希求能力を高める為の一助とするよう留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支持的生徒指導を推進するにあたっては、生徒指導提要にある「生徒指導の実践上の視点」に留意し、授業や学校行事等、多様な教育活動を通して行うよう留意すること。
64	<p>【支援事項】</p>	<p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の援助希求能力を高める取組や教職員が児童・生徒の SOS を受け止める取組を実施するにあたっては、スクールカウンセラーを活用する。

<p>65</p>	<p>2.不登校児童・生徒への支援</p> <p>【指示事項の補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。 ・児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。 <p>【支援事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒への対応にあたっては、児童・生徒のアセスメントを丁寧に行い、教育機会の確保を図るよう留意すること。また、児童・生徒のアセスメントにあたっては、校内ケース会議等において養護教諭や支援教育コーディネーターなど多角的な視点から児童・生徒の状況を十分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えるよう留意すること。 <p>上記項目へ移したため削除</p> <p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の不登校の状態等に応じて、教育支援センターやフリースクール等の民間団体等と連携しながら、児童・生徒にあった支援につなげること。また、これらの機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。その際、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることや、保護者との十分な協力関係を保つこと、不登校児童・生徒本人との関わりを継続することを指導すること。 <p>【新規追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援ルーム指導員の全校配置、教育支援センターからの情報発信や交流会の実施により、各校の校内教育支援ルームの充実をサポートする。
-----------	---	---

67	<p>16. いじめについて</p> <p>1. いじめの未然防止</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも留意すること。</p>	<p>・いじめ(インターネット・SNSを含む)については、研修等により教職員が正しい理解を深め、年度当初に児童・生徒や保護者に説明するとともに、啓発に努めること。</p>
----	--	---

【基本方策8】学びを支える教育環境の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
69	<p>学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進する。</p>	<p>学校園施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を推進します。</p>
70	<p>17. 教育環境の活用について</p> <p>1. 教育環境</p> <p>【指示事項】</p> <p>(2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒に対して、ICT を効果的に活用した取り組みを行うこと。</p> <p>(3) ICTを取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付け、活用すること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>授業や家庭学習において、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。その際、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。</p> <p>教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月)</p>	<p>【指示事項】</p> <p>(2) 様々な理由で学校に登校できない児童・生徒の学びを止めないために、ICT を効果的に活用した取り組みを積極的に行うこと。</p> <p>【新規追加】</p> <p>(3) 1人1台端末の活用にあたっては、「いつでも・どこでも・つながる」セルラー通信の利点を十分に活用し、屋外(運動場や校庭等)や校外学習等で、児童・生徒がクラウドを活用して他者参照や共同編集により、深い学びにつながる取り組みを行うこと。</p> <p>(4) ICTを使用して、個人情報や情報資産を適切に取り扱うにあたっては、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」及び「学校情報セキュリティ対策基準等運用マニュアル」に沿った情報リテラシーを身に付けること。</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>授業や家庭学習において、セルラー通信の利点を十分に活用しながら、個別最適・協働的な学びの一層の充実を実現するため、児童・生徒が1人1台端末を文房具として積極的に活用したり、校務にICTを積極的に活用したりするなど、教育の情報化を推進するよう留意すること。個人情報を取得する際は、その必要性、妥当性及び取得方法を十分に検討し、利用目的の通知等について適切に行うこと。また、情報セキュリティや個人情報の取り扱いに留意すること。</p> <p>教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年1月)</p>

71	<p>2. 学校園施設、設備の維持管理</p> <p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>2. 学校園施設、設備の維持管理</p> <p>【新規追加】</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・教室の運用にあたっては、「教室の活用基準」の主旨を踏まえて対応を行うこと。</p>
72	<p>4. ICT 機器の管理・運用</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の管理の下、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して組織的に進めるよう留意すること。</p>	<p>4. ICT 機器の管理・運用</p> <p>【指示事項の補足説明】</p> <p>・ICT 機器の管理、運用について、校内情報セキュリティ責任者の責任の下、校内情報セキュリティ管理者や校内情報セキュリティ担当者などが中心となり、ICT 支援員と協力して組織的に進めるよう留意すること。</p>

【基本方策10】文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

ページ	令和6年度版	令和7年度版
78	<p>1. 放課後の安全な居場所づくりと保護者が安心して就労できる環境の整備</p> <p>【指示事項の補足説明】</p>	<p>【新規追加】</p> <p>・児童の居場所の確保については、「教室の活用基準」を踏まえた学校施設の有効活用を図るとともに、図書室や体育館等の利用についても積極的に行うこと。</p>